

規則

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十四号

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の一部を改正する規則

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則（令和三年埼玉県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「センター長」を「病院長」に改める。

第四条第二項の表下欄中「センターの長」を「埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）第百九十二条第三項の表に規定する病院長」に改める。

別表第四中「センター」を「病院」に改める。

別記様式中「埼玉県総合リハビリテーションセンター長」を「埼玉県総合リハビリテーションセンター病院長」に改める。

別記様式第一号、別記様式第二号及び別記様式第三号中「センター」を「病院」に改める。

別記様式第三十六号中

「
部長 副部長
課長 主幹 主査 係
(センター長) (副センター長) (課長)

「
課長 副課長 主幹 主査 担当
(病院長) (事務局長) (管理・業務部長) (担当)

課長 (担当)
課長 (担当)
課長 (担当)
に改める。

別記様式第五十九号中「センター」を「病院」に改める。

附 則

- この規則は、令和三年七月一日から施行する。
- この規則による改正前の埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。